



Title	長崎医学の百年, 第六章 第五高等学校医学部, 第六節 長崎医学 校の廃止と獣医学校の分立
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 539-543
Issue Date	1961-03-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/6628">http://hdl.handle.net/10069/6628</a>
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T18:27:47Z

## 第六節 長崎医学校の廃止と獣医学校の分立

吉田健康がその再興に努力し、着実に充実して行った長崎医学校は、地方税改革、教育制度の刷新の二つの面から遂に廃校となり、第五高等学校医学部として新生することが決定したのは明治二十年八月であったが、その年度末、明治二十一年三月八日、伺第七号を以て、廃校事務の整理を早めるため筆耕を一名雇入れるべく、医学校長代理田代正は長崎県知事代理長崎県書記官中村作郎に伺書を提出し、日給二十五円の筆耕を雇入れることを聞届けられた。これは三月九日より三月三十一日までであったが、文書が完結したのは十三日であった。これには学務課、地方課が関与したのである。

さて明治二十一年三月二十八日、長崎県学務課は「県立学校設置廃止ノ件」を審議し、文部大臣に宛てて通達した。ここに長崎医学校は法的に廃止され、獣医学校が分立することとなるのである。次にその文書を示そう。

### 第六章 第五高等学校医学部

#### 県立学校設置廃止ノ件

長崎医学校廃止及長崎獣医学校設立之義去ル十九日御決判ノ上廿一日浄書ノ為メ文書課へ回付致置候処本日發送之趣ニ付迎モ本月中到達致兼候間左按電報ヲ以テ伺相成ルヘク哉相伺候也

文部大臣 森有礼

長崎県知事 日下義雄

長崎医学校本月限り廃シ獣医学校ヲ長崎商業学校内ニ設置致シ度シ電信ニテ御指令ヲ乞フ

(二字)(二字)(二字)  
(朱)(墨)(朱)  
字数七十六字

発局、官報、第二二二二号、日本分局、三月卅一日午十二時、字数百二字、着局、長崎郵便電信局、届、ナガサキケンチジ、出、モンブダイジンとして次の電文が授受された。

イガクコウヲハイシシシヨウギヨウガツコウナイニジユウイ  
ガクコウヲセツチスルギハキキヲクダダシイガクコウシサン

第六節 長崎医学校の廃止と獣医学校の分立

ノシヨブンホウヲヨビジユウイガクコウキンクトウハサラ  
リンシンスベシ

訳文、医学校ヲ廃シ商業学校内ニ獣医学校ヲ設置スルギハ開  
置ク但医学校資産ノ処分方法及獣医学校教則等ハ更ニ稟申スヘ  
シ

三月三十日、学務課では医学校廃止の問題を急ぎ、学  
務課として文部省宛日下義雄発信の電文を發した。

電信按

文部省

専門学務局長

長崎県知事

浜尾 新

日下 義雄

医学校廃シ等ノ義ハ年度切迫故本日御指令ヲ仰キタシ

字数四十二字

三月三十一日、長崎県では長崎医学校教諭深見次郎及  
び同中江保太郎は長崎獣医学校教諭に任じ、長崎商業学  
校書記尾上春快は本官を以て長崎獣医学校書記事務取扱  
を命じた。これは三十一日付ではあったが、四月六日に  
完結した辞令であった。ここに長崎獣医学校が長崎医学  
校から正式に分立したのである。この日、長崎県学務課

では長崎医学校の廃止と獣医学校の設立に関する告示を  
發することとし、五月六日に完結したのであるが、これ  
は実は四月三日に發せられている。長崎医学校廃止と長  
崎獣医学校の長崎商業学校内設立については「明治二十  
一年自一月学務課決議簿学制ノ部」に「県立学校設置廢  
止告示ノ件」「獣医学校設置ノ件」の題下に示されてい  
るが、これに関してはこの他にも学務課の電信按も収め  
られ、学制切換えにおける多忙な事務の一面を伺うこと  
ができる。今、電信按を示すことにしよう。

三月三十一日發、同日發議、卅一日發、学務課として  
文部省宛中村書記官の電文がある。

電信按

文部省

長崎県

川上視学官

中村書記官

医学校ヲ廢シ獣医学校設置ノ義及ソルター雇繼之義御指令ヲ  
得サレハ年度代リニテ差支ル故直ク御指令アル様御取計願フ

字数九十字

これに対する返電は發局、官報、第四百七十九号、日  
本ハシ分局、四月二日、午二時五十分、字数六十二字、

着局第七九号、長崎郵便電信局、届、ナカムランシヨキカ  
ン、出、カワカミシガクカンとして見える。

イガクコウハイシジウイガツコウセツチオヨビソルターヤト  
ヒツギノシレイハイヅレモサルサンジウイチニチハツソフニ  
ナリタリ

(朱)  
医学校廃止獣医学校設置及ソルター雇継ノ指令ハ何レモ去ル  
三十一日ニ發送ニナリタリ

この電文の往復より先、三月二十八日に甲学発第二五  
号の伺があつた。

甲学務第二五号県立学校設置廃止之儀ニ付伺

二十一年三月廿八日

知事

書面伺之通

但獣医学校ノ経費收入支出及ヒ教員ノ人員俸給等詳細申

出ヘシ

明治廿一年四月十三日

文部大臣

このように日附は三月三十一日ではあつたが、医学校  
廃止、獣医学校設立については相当の期間を要した。そ  
してこの甲乙学発第二五号は三月十四日に發議され、一  
週間の審議の後二十一日に決議され、二十八日に發せら

## 第六章 第五高等中学校医学部

れ、五月三日に完結をみたのである。この「県立学校設  
置廃止ノ件」に関する長崎県と文部省との往復文書を示  
そう。

県立学校設置廃止ノ件

医学校廃止獣医学校設置之義文部省経伺相成ル可ク哉相伺  
候也

県立学校設置廃止之義ニ付伺

客年九月勅令第四十八号ノ旨ニ拠リ本県立長崎医学校之義本  
月限り相廢シ且長崎獣医学校ヲ長崎商業学校内ニ設置別紙之  
通規則制定来ル四月一日ヨリ開設致度候条御許可相成度「右  
ハ年度切迫ニ付電報ヲ以テ御指令相成度」此段相伺候也

明治二十一年三月

知事代理御名

文部大臣子爵 森有礼殿

専門学務局長へ照会按

本日別紙ヲ以テ本県立長崎医学校廃止及長崎獣医学校設置之  
義相伺候処右ハ会計年度切迫ニ付御許可相成候ハ、電報ヲ以  
テ御指令相成候様御取計相成度此段及御依頼候也

明治二十一年三月

知事代理御名

文部省

専門学務局長 浜尾新殿

さて、長崎県告示第二十号及び達学第二五六号は次の

第六節 長崎医学学校の廃止と獣医学学校の分立

通りである。

長崎県告示第二十号

長崎医学校本月限り相廃シ長崎獣医学学校ヲ長崎商業学校内ニ設置ス

明治廿一年三月三十一日

長崎県知事 日下 義雄

達学第二五六号

長崎商業学校

其校内へ長崎獣医学学校ヲ設置ス

明治廿一年三月三十一日

長崎県知事 日下 義雄

四月に入つて、日本薬局方調査委員が設置され、新たに委員が任命され、改正案の稿が起されることとなつたが、長崎においては獣医学学校教諭中江保太郎が四月十二日より授業を開始する旨、長崎県に届出た。これは次の学収第八九二号の文書に明らかである。

本校諸備付等略相調候ニ付来ル四月十二日ヨリ仮リニ授業相初可申候ニ付此段御届申候也

明治二十一年四月十一日

長崎県獣学校教諭 中江保太郎(中江)

長崎県知事 日下義雄殿

獣医学学校はその後も学則を整えていたが、「明治二十一年<sup>自四月</sup>至五月学務課決議簿学制ノ部」に四月廿日受、四月廿七日浄書として獣医学学校規則を文部省経何県令の文書がある。即ち、長崎県令第五十一号として発せられたのは翌二十七日で、実施したのは五月二日であるが、それは長崎獣医学学校規則を別紙(略)の通り相定めるといふ達である。内容は医学学校獣医部の規則と大差ないし、本稿では省略に従ふことにする。これに関連した文書として、四月卅日発議、五月二日浄書という獣医学学校開設について、同規則の達の文書がある。これも内容のみ写して置こう。

諸規則御達ノ件

今般獣医学学校開設ニ付元長崎医学学校ニ有之候諸規則中現行ノ分別紙一冊御交付可相成哉御達按相候候也

按

達学乙第八号

長崎獣医学学校

これは後に「県立学校ニ係ル諸達別冊交付ス」と云つてある。なお、五月八日には、中江保太郎は獣医学学校規

則中、第二十三条が長崎商業学校規則中、第六条以下二十三条の箇条に従うべきであると云う明文について伺を立て、県知事より伺の通り心得べき旨を命ぜられている。やがて廃校となるべき獣医学校ではあったが、設立後の努力は引続き行なわれていた訳である。

なお、長崎医学校が廃止される直前の三月中旬に教諭栗本東明は狂犬病接種療法をロシア兵に実施した功により、ロシア皇帝から勲章を授与された。然し、これが東京に届けられたのは六月であった。